

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

健康保険委員

健康保険事務ご担当者 殿

倉庫業健康保険組合

令和 6 年 1 2 月 2 日以降の健康保険証等の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月 2 日以降の健康保険証、高齢受給者証、資格情報のお知らせおよび資格確認書の各証書についての取扱いを下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認いただくとともに被保険者の方へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 健康保険証について

令和 6 年 1 2 月 1 日までに交付された健康保険証について

(1) 経過措置

健康保険証の発行は令和 6 年 12 月 2 日で廃止されますが、廃止後 1 年間（令和 7 年 12 月 1 日まで）は経過措置期間として交付済みの現行の健康保険証を使用することができます。

(2) 回収について

健康保険証が経過措置として令和 7 年 12 月 1 日まで使用することが可能とされたことから、健康保険証廃止日以降においても氏名変更、資格喪失等の際には事業主様による健康保険証の回収が必要となります。

ただし、経過措置終了後は、健康保険証は使用不可となるため、回収する必要はありません。

(3) 再交付について

健康保険証を滅失・き損した場合についても、健康保険証廃止日以降は再交付することができないため、マイナ保険証を利用していただくよう被保険者様等への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、マイナ保険証の利用登録をしていない等によりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が健康保険証を滅失した場合は、健康保険証滅失届を提出いただくことにより職権にて資格確認書を交付いたします。

2 高齢受給者証について

マイナ保険証を利用する際は高齢受給者証の交付が不要となること、およびマイナ保険証をお持ちでない方に交付する資格確認書へ高齢受給者の負担割合を記載することから、健康保険証と同様に令和6年12月2日以降は新規発行を廃止いたします。

また、令和6年12月1日以前に交付された高齢受給者証については、健康保険証の経過措置期間中及び経過措置終了後と同様の取扱いといたします。

【例】令和6年12月5日に70歳となり令和7年1月1日より高齢受給者となる場合

令和6年12月20日頃に事業所様を経由し以下の通知を送付いたします。

＜マイナ保険証利用登録者（※）＞

高齢受給者該当通知および資格情報のお知らせ

令和7年1月1日以降はマイナ保険証を使用し受診いただくこととなります。

＜マイナ保険証利用未登録者（※）＞

高齢受給者該当通知、資格情報のお知らせ及び資格確認書

令和7年1月1日以降は資格確認書を使用し受診いただくこととなります。

※ マイナ保険証の利用登録状況については、通知送付日の前月末時点での情報となります。

3 資格情報のお知らせについて

健康保険証の新規発行終了後に当組合に加入する方及び高齢受給者の負担割合が変更となる方に対し、以下の目的で交付いたします

- ① 新規取得時等に被保険者資格（記号・番号等）を簡易に把握するため
- ② 医療機関受診時に機器の不具合等でマイナ保険証が利用できないとき（マイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示することで受診できます。）
- ③ 当組合での資格取得等の手続きおよびオンライン資格確認（医療機関等の受診）手続きが完了したことをお知らせするため

※ 令和6年10月に送付した「資格情報のお知らせ個人番号（マイナンバー）確認のお願い」とは記載内容が変更となっております。（マイナンバーの下4桁の記載はございません）

● 資格情報のお知らせの再交付について

き損や紛失により再交付が必要な場合は、「健康保険資格情報のお知らせ再交付申請書」の届出を事業所様経由で行ってください。

なお、資格情報のお知らせは、マイナポータルに登録されている【医療保険の資格情報画面】で代用可能です。マイナポータルのダウンロード機能を用いて、あらかじめスマートフォン等に登録しておくことができます。スマートフォン等で資格情報を参照できる場合は、「資格情報のお知らせ」を携帯する必要があるため、き損や紛失による再交付の申請は不要です。被保険者様等から再交付の依頼があった場合は、マイナポータル活用の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

4 資格確認書について

(1) 目的

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方について、例外的な対応として、氏名、生年月日、被保険者等記号・番号及び保険者情報等が記載された資格確認書を医療機関等の窓口へ提示することで、保険診療を受けられるようにするものです。

(2) 交付対象者

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある下記の①～⑦の方が対象です。

- ① マイナナンバーカードを取得していない方、マイナナンバーカードの返納者
- ② マイナナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、マイナ保険証の利用登録の解除を申請した方、利用登録解除者
- ③ マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ④ マイナナンバーカードの更新中の方
- ⑤ マイナナンバーカードを紛失した方
- ⑥ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方
- ⑦ 資格確認書を滅失・き損した方

(3) 交付について

- ① 当組合加入時に、上記の①～③の理由によりマイナ保険証の利用ができない場合、資格取得届及び被扶養者（異動）届の所定の欄に記載（チェック）をしていただくことにより資格確認書を交付します。なお、上記の④～⑥に該当する場合は、「資格確認書（再）交付申請書」を併せてご提出ください。
- ② 当組合において、マイナ保険証の利用登録を行っていないことが確認できた場合、職権で交付する場合があります。
- ③ マイナ保険証及び資格確認書を滅失した場合等は、「資格確認書（再）交付申請書」を提出してください。
- ④ 現行の保険証を持っている方については、経過措置期間中は保険証が使用でき

ることから、資格確認書の交付は行いません。なお、経過措置終了後は、経過措置期間中にマイナンバーカードを取得していない方等を当組合において事前に確認し、経過措置終了までに職権により交付いたします。

(4) 様式及び記載項目

サイズ： はがき型

材質： 紙

記載事項： 交付年月日・被保険者記号・番号・枝番

(本人) 氏名・性別・生年月日・資格取得年月日・一部負担金の割合（高齢受給者のみ）・保険者番号・保険者名・有効期限・住所（裏面に自署可能な欄）

(家族) 氏名・性別・生年月日・認定年月日・被保険者氏名・一部負担金の割合（高齢受給者のみ）・保険者番号・保険者名・有効期限・住所（裏面に自署可能な欄）

(5) 有効期限

交付日より次に到来する11月30日まで（ただし、10月1日以降の交付については翌年11月30日までとする）

(6) 回収について

資格喪失（扶養削除）時、有効期限内の資格確認書については、現行の保険証と同様に事業主様において資格確認書を回収し、資格喪失届（被扶養者（異動）届）に添付して届出をしていただきます。

現在、加入中の方、新たに加入いただく方に向けての広報素材を添付いたしますのでご活用ください。

- ＜倉庫業健保に加入中の皆さまへ＞健康保険証の廃止についてのご案内
- ＜新たに倉庫業健保へ加入する皆さまへ＞『マイナ保険証』利用のご案内
- 「現在、当組合の発行した健康保険証をお持ちの方へ」

※ 組合ホームページの「事務担当者向けページ」へ PDF を掲載しておりますのでご活用ください。

本通知の問合せ先：適用徴収課（03-3642-8436）